

利用登録から実際の利用までの流れ

① ヘルパー利用登録申請書の提出

ヘルパーの派遣を希望される方は、こども課に【ヘルパー利用登録申請書】を提出し、利用登録して下さい。



② ヘルパー利用登録決定通知書

提出された申請書をもとに、利用登録の可否を決定します。その後、決定になった方に【ヘルパー利用登録決定通知書】をお送りいたします。



③ 利用申請書兼利用確認書の提出

【利用申請書兼利用確認書】に利用希望日と利用希望時間を記入のうえ、各登録事業所に提出して下さい。



④ 利用日時の調整

利用申請書兼利用確認書を提出していただいた方に、各登録事業所から連絡を入れ、利用内容の確認や利用日時について、調整を行います。



⑤ サービスの利用

決定された援助内容や日時でサービスを受けます。



⑥ 利用料の納付

1か月ごとに利用状況のとりまとめを行い、こども課から納付書をお送りいたします。指定金融機関にて期限までに利用料を納付して下さい。

問い合わせ先

須賀川市教育委員会事務局
こども課子育て支援係

☎0248-88-8114

産前産後家庭支援 ヘルパー派遣事業

妊娠中または出産後に、体調不良等のために家事や育児が困難な家庭に、ヘルパーを派遣します。



対象となる方

①妊娠中で体調不良等のため家事が困難であり、同居の親族等から家事の援助を受けることができない人



②出産後6ヶ月以内で体調不良等のため家事や育児が困難であり、同居の親族等から家事や育児の援助を受けることができない人



※①～②のいずれも、須賀川市に住民登録があり、かつ、居住している方が対象です。



サービス内容

①家事に関すること

- ・食事の準備及び後片付け
- ・衣類の洗濯
- ・居室等の清掃及び整理整頓
- ・関係機関との連絡 など



②育児に関すること

- ・授乳
- ・おむつ交換
- ・もく浴介助 など



利用時間と回数

1回の利用時間は**1時間以内**とします。
1日3回までの対象期間中**30回**までとします。
※対象期間とは、妊娠中と出産後6ヶ月までです。

利用日時、場所

利用日時は、年末年始（12月29日から1月3日）を除く、**午前7時から午後7時まで**です。
場所は、申込みをした方の自宅になります。

利用料金

1回の利用につき、**500円**

※前日までに連絡がなく、当日にサービスの利用を中止したときは利用したものとし、利用料金をお支払いいただきます。
※生活必需品の買い物等で交通費が必要になるときは、交通費の実費相当額を負担していただくことがあります。

申請方法

初めにヘルパー利用登録申請書の提出が必要になります。



利用登録申請場所・問い合わせ先

須賀川市教育委員会事務局 とも子育て支援係
須賀川市八幡町135

☎0248-88-8114